



# 五木村農業委員会だより

令和8年3月発行

☆発行／編集 五木村農業委員会 〒868-0201五木村甲2672-7 <☎0966-37-2247>

## 令和8年7月、農業委員の改選が行われます！ ～五木村の農業の未来を共に考えませんか？～

五木村農業委員会では、令和8年(2026年)7月に「農業委員」の改選を行います。今回は、五木村の農業を守り、未来へつなぐ重要な役割を担う「農業委員」の仕事についてご紹介します。

### 【農業委員とは？】

農地の売買や貸借などの審査を行うほか、地域の農業の発展や農地の有効活用を推進する「地域農業のリーダー」です。現在、五木村では6名の委員(内、女性2名)が活躍しています。

### 【農業委員の主な仕事】

#### ① 農地の適切な管理とパトロール

農地の売買・貸借や、農地転用(家を建てるなど)の審査を行います。また、定期的な農地パトロールを実施し、農地が適切に利用されているか確認します。

#### ② 遊休農地の解消と有効活用

使われなくなった農地(遊休農地)を減らす取り組みを行っています。

#### ③ 五木村ならではの農業振興支援

村の特産品である在来柑橘「くねぶ」をはじめ、ニンニク、ソバなどの生産維持・拡大に向けた支援を行います。農家さんの声を聴き、村の農業を盛り上げるサポートをします。

#### ④ 担い手への農地集積・集約化

農業者の高齢化が進む中、優良な農地を守るため、これから農業を頑張りたい人(担い手)へ農地を集め、効率よく農業ができるよう橋渡しを行います。



農地パトロールの様子

### 【農家さんと行政をつなぐパイプ役】

農業委員は、「農地の管理が難しくなってきた」「新しく農業を始めたい」といった地域の声に耳を傾け、解決に向けて一緒に考えるやりがいのある仕事です。

**改選に向けた推薦・応募の受付時期など、詳しいスケジュールは「裏面」及び五木村ホームページに掲載しています。**ご不明な点などがございましたら、事務局(役場産業振興課)まで、お気軽にお問い合わせください。

### 【お問い合わせ先】

五木村農業委員会事務局(役場産業振興課内)

電話:37-2247

## 五木村農業委員会**農業委員の募集**について👁️

- ①募集期間：令和8年4月1日（水）～4月30日（木）
- ②募集人員：**6人**
- ③応募方法：応募・推薦書類それぞれに必要事項を記入の上、  
五木村農業委員会へ提出（郵送または持参）
  
- ④選出方法：**市町村長の任命制**←議会の同意必須
  
- ⑤任期：令和8年7月20日～令和11年7月19日 3年間
- ⑥職務内容：
  - ✦農地の権利移動、転用、賃貸借等の許可・審査
  - ✦農地の利用状況調査・利用意向調査、遊休農地対策
  - ✦賃借料情報の提供
  - ✦農地のあっせん
  - ✦農地利用の最適化に関すること

📎原則毎月10日に総会を開催

👉詳細につきましては、村ホームページを確認いただくか、  
農業委員会事務局へお問い合わせください。

👉五木村ホームページ：<http://www.vill.itsuki.lg.jp/>

👉農業委員会事務局（役場産業振興課内）

☎37-2247(IP2247)

